

別記様式

議 事 録

[illegible]

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 あいさつ

2 議事

報告（１）第９期事業計画の進捗状況について

資料１－１～３に基づき事務局より説明

委員長：ご質問等ありますか。

委員：質問や確認ではありませんが、事業所の立場からのお願いです。高齢者虐待など緊急に受入れをするようなケースでは、事業所として対応できないことが多くあります。なるべく早めに情報があると良いと思います。

委員：地域ケア会議を開く対象やエリアはどのようなのですか。

事務局：エリアで対象にしているわけではなく、そのケースの内容により対象を決定しています。自立支援型で割と軽度な方を対象としており、対象者が自立できるようにするにはどうしたら良いのかという議論です。

委員長：資料１－１（３）の①紙おむつ支給事業の中の「※令和７年度からは、対象者にパートナシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用者を加えました。」とありますが、紙おむつ支給事業のみに適用されているのか、ここから下の事業すべてに適用されているのか教えてください。

事務局：他のサービスについても対象としているものもあり、記載が漏れています。

委員長：７ページの（５）住民活動等の充実の②いきいき介護サポーター制度を廃止していますが、廃止によって高齢者がボランティア活動に携わるきっかけを作る機会が１つ減少したと思います。これに代わるものが別の事業で立ち上がったのか、そのまま廃止なのか教えてください。

事務局：サポーターを募って、施設等でのボランティア活動をしていただいていたのですが、コロナ禍での施設側の受け入れやサポーターの方々のモチベーションも下がってきたことで廃止に至りました。一方で、介護予防事業の観点では、シルバーリハビリ体操や指導士の養成等で地域住民の方々の士気を上げていくような活動も充実してきています。

報告（２）介護支援専門員ヒアリング調査のまとめについて

資料２に基づき事務局より説明

委員長：ご質問等ありますか。

委員長：まとめられているので資料ではわかりませんが、もっと強く主張している方や思いのたけをアンケートに回答した方もいると思います。その中で、シャドーワークをしないと在宅継続は難しかったらと言う一方で、シャドーワークは負担になってい

ると言う意見があります。ケアマネジャーの仕事はどこまでなのかという問題に全国のケアマネジャーが追われているということかと思います。あと、地域ケア会議の質への懸念に関しては、何か思う部分があると感じます。

事務局：以前ケアマネジャーから地域ケア会議で期待したような成果が得られなかったというような意見があり、先週今年度1回目の地域ケア会議を以前までとやり方を変え、グループワークとして、プランを当事者として作る際にどのような情報が欲しかったか、どういったことを念頭に作っていくのかという形で初めて実施しました。また、ケアマネジャーのシャドーワークにおいても、令和8年6月に業務の範囲を示したチラシを配ったり、ホームページに掲載したりはしています。

委員長：高齢者にとっては、一番信頼している他人であるケアマネジャーにはいろいろ頼みやすい部分はあると思いますが、それが負担になっている部分があるので、それを補填できるだけの地域サービスなどを整えていくのがこれからの課題であると思います。

報告（3）岩倉市の高齢者を取り巻く現状について

資料3に基づき事務局より説明

委員長：ご質問等ありますか。

委員：岩倉市の外国人はどのくらいの割合ですか。

事務局：正確な数字は持ち合わせていませんが、大体8%で3,000人程です。

委員：高齢者夫婦世帯は、男性65歳以上、女性60歳以上の5歳違いでやってきていますが、今の時代に合っているのでしょうか。

事務局：国の示す国勢調査の高齢者夫婦世帯の視点で見ていくといろんなものがずれてきてしまうと思うので、75歳以上の夫婦世帯というところに焦点を当てながら進めていく形でまとめています。ただ、奥様が若いからといって課題がないわけではないので、除外するのではなく、特に重点を置く点としては後期高齢者世帯で、まとめています。

協議（1）第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(骨子案)について

資料4に基づき事務局より説明

委員長：ご質問等ありますか。

委員：愛知県の老人福祉圏域や岩倉市が属する尾張北部圏域の施設の整備状況はどのような状況ですか。

事務局：県全体の資料等は持ち合わせていないので、次回回答いたします。

委員：こういった計画を見ると与える側がこんなに頑張っていることを、してもら側はわかっていなくて、当たり前を受け取る高齢者が多いです。その中で人から世話を受けることが苦手な人もいて、自分は同情されることはないという人もいます。

委員長：人から支援を受ける力のことを受援力と言います。私はいいですとか間に合っていま

すとか、間に合っていないのに言ってしまう人たちの受援力を上げるのは非常に大変です。介護が必要になったからといって何もできなくなったわけではないです。例えばその生活に支援が必要かもしれないけれど、あなたの持っている能力はこういうところで発揮されているという場作りや何か別のことでその人が輝けること。こういうことはできなくなったけど、こういうことができるという本人の中で折り合いが付けられるものがあると良いです。80歳や90歳になれば今まで生きてきた身体はどこかに不調をきたします。その部分は誰かに助けてもらいながら生きていく生き方で良いのではないかと思えるような、健康な人と張り合っても難しいので別の場所で輝く、そんな風に思える、自分らしく生きていく生き方が良いと思います。

委員：「新しい認知症観」にも繋がっていると思います。本人も言いたいことはあるけど言えない。否定されるのは誰もが嫌なので、本人が決められるようになると良いと思います。

委員：まだできるのに年齢を重ねてやらせてもらえないことが多くなると思います。

委員長：珍しくない話ですが、そういう方々が活躍できる場所はたくさんあって良いと思います。「高齢者は一歩ずつ階段を降りないとケガをする。」と言われます。これの意味は、いきなり全部やらなくなると自分がおかしくなる。だから一歩ずつ一つずつ若い世代等に委ねたり、自分が身を引いたりしないといけないということです。

委員：可能な限り自力を発揮したいのはあると思います。

委員長：何かいろんな価値観の人に触れる機会があれば良いかもしれない。同じ世代でこういう考え方の人がいるんだとか、逆に同じ考えの仲間がいると思えると良いのかもしれないです。

委員：何か人の為にできることやって良いんだよって思える形にしたい。「要支援認定があるが働いて良いのか。」という考えがあると聞きます。

委員：要支援認定を受けたら要支援認定者らしい生活をするという感覚がどこかにあって、楽しいことや働くことをするよりも家でじっとしていなければいけないと思っている方がいるということだと思います。

委員長：そういう方々には、そういうことはないといろんな方から伝えていかないといけないと思います。

委員：そのような方々の中には、本人はまだ元気なのに、要支援状態なのに要介護の人たちと一緒に枠組みに入ってしまうことにものすごく抵抗がある人もいます。要支援1に該当するかどうかの方は、「要介護認定」という名前への抵抗があると思いますし、なかなか一般の方々に制度のことをしっかり把握している方も少ないと思うので、講演会・説明会等で、この制度の大事さを知ってもらう機会がもっとあると良いと思います。

委員長：確かに「要介護認定」と聞くと、要介護状態じゃないから自分には関係ないと思ってしまうこともあるかもしれません。ただ中身を知ると要支援1も自立もあるという制度の理解の浸透ができていないことかと思います。ただ、名前が今の時代の高齢者に合わない、自分は高齢者じゃないと思っている方が多くいるとなった時に一概にはいかない部分もあると思います。

委員：名前を変える時は、それだけではなくて、それはどういうものなのかのイメージとセットで考える、伝える必要があると思います。

委員長：大府市が「徘徊」を「一人歩き」と呼ぶようになったことと似ていますので、検討の余地はあると思います。わかりやすいネーミングだったら誰が聞いてもそのことだとわかることが今後の課題になってくると思います。

委員長：第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(骨子案)については、承認事項となります。承認の場合は挙手にてお願いします。

(挙手全員)

承認されました。

3 その他

事務局：次回の第3回は10月26日(月)の予定です。改めて通知します。